主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は、原判決の事実認定、単なる訴訟法違反の主張であつて、民訴三九四条に 該当しない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のと おり判決する。

最高裁判所第一小法廷

| 裁判長裁判官 | 真 | 野 | | 毅 |
|--------|---|---|---|---|
| 裁判官 | 斎 | 藤 | 悠 | 輔 |
| 裁判官 | 岩 | 松 | Ξ | 郎 |
| 裁判官 | 入 | 江 | 俊 | 郎 |